

木更津港港湾計画策定検討会設置要綱（案）

（名称）

第1条 本会の名称は、「木更津港港湾計画策定検討会（以下「検討会」という。）」とする。

（目的）

第2条 検討会は、長期構想の検討内容を踏まえ、港湾計画改訂に向けた基本方針や港湾計画素案及び港湾計画案を検討するものとする。

2 検討会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

（組織）

第3条 検討会の構成員は別表1のとおりとする。

2 検討会に会長を置き、構成員の互選により定めるものとする。

3 会長は検討会を代表し会務を総括する。

4 会長がやむを得ずその職務を遂行出来ない場合は、会長が指名する者が職務を代行する。

（検討会の開催）

第4条 検討会は、必要に応じて事務局が招集する。

2 構成員は、検討会を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の出席をもって当該構成員とみなす。

3 会長が必要と認める場合は、構成員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

4 検討会の議事は、構成員及び代理の者の出席総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（幹事会）

第5条 検討会を円滑に運営するため、幹事会を置く。構成員は別表2のとおりとする。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事会の構成は別表2のとおりとし、本会の運営は第4条に準ずる。

（検討会設置期間）

第6条 検討会の設置期間は、令和9年3月31日までとする。ただし、会長が必要と認める場合は、設置後2年を超えない範囲で延長することができるものとする。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、千葉県県土整備部港湾課に置く。

2 事務局は、検討会の庶務を行う。

(公開)

第8条 検討会は原則公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、議事内容により非公開とすることができる。

(書面による会議)

第9条 検討会は、第4条に基づく会議を原則とするが、事務局が必要と認める場合は、書面による会議として開催することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるものの他、検討会の運営に関して必要な事項は、事務局が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

別表1 木更津港港湾計画策定検討会構成員 名簿(案)

(敬称略・順不同)

区分	氏名	所属
学識経験者	渡 邊 豊	東京海洋大学 大学院 教授
	梅 山 和 成	公益社団法人 日本港湾協会 専門委員 一般社団法人 ウォーターフロント協会 理事
	東 惠 子	東海大学 名誉教授
港湾関係者	足 立 和 也	東京湾水先区水先人会会長
	松 田 紀 道	木更津港運協会 会長
	平 井 秀 幸	木更津港港湾運送事業協同組合 理事長 千葉県内航海運組合 理事長
	高 橋 敏 夫	金田漁業協同組合 代表理事組合長
	江 野 澤 均	新木更津市漁業協同組合 代表理事組合長
	佐久間 國治	富津漁業協同組合 代表理事組合長
	池 田 庸	木更津商工会議所 会頭
	小 関 尚 史	千葉県臨海南部工業地帯工場連絡協議会 理事
	小 高 茂	木更津木材港団地協同組合 代表理事
	元 吉 和 江	木更津小型船安全協議会 副会長
	椎 名 誠	公益社団法人 千葉県観光物産協会 相談役
関係市代表者	大 岩 房 之	木更津市 経済部長
	石 川 雅 一	君津市 建設部長
	棟 方 雅 典	富津市 建設経済部長
関係行政機関	内 藤 孝	国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部長
	越 智 紀 昭	国土交通省 関東地方整備局 千葉港湾事務所長
	矢 野 祐 紀	国土交通省 関東運輸局 千葉運輸支局次長
	永 吉 正 和	横浜税関 千葉税関支署長
	田 上 真理子	木更津海上保安署長

別表2 木更津港港湾計画策定検討会 幹事会構成員 名簿（案）

（敬称略・順不同）

氏名	所属
公平和裕	国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部 港湾計画課長
竹田親弥	国土交通省 関東運輸局 千葉運輸支局 首席運輸企画専門官
越智紀昭	国土交通省 関東地方整備局 千葉港湾事務所長
笹本喜章	木更津海上保安署次長
藤田健二	横浜税関 千葉税関支署 総務課長
佐藤厚一郎	木更津市 経済部 産業振興課長
佐久間英維	君津市 建設部 建設計画課長
根本浩	富津市 建設経済部 建設課長
二川健一郎	千葉県 環境生活部 環境政策課長
宮嶋義行	千葉県 農林水産部 水産局 水産課長
加藤剛	千葉県 県土整備部 港湾課長
野村拓司	千葉県 木更津港湾事務所長